令和７年度　市民活動団体協働企画講座募集要項

**１　市民活動団体協働企画講座とは**

　市民の皆さんが提案した講座を，みと好文カレッジと協働で企画・実施していただく取り組みです。地域で活動する皆さんの興味関心や問題意識を，講座という方法で形にしてみませんか。みと好文カレッジが皆さんの想いをサポートします。地域の課題解決や活性化につながる企画をお待ちしています。

**２　募集する企画の要件**

　以下の条件を満たす企画を募集します。

　(1)地域や社会の課題を解決するため，又は地域の活性化を図るための講座であること。

(2)広く市民を対象とするもので，講座，講演会，ワークショップ等であること。

(3)開催数が期間中１回から３回までの範囲内であること。

(4)受講の対象となる者が，本市に在住する者又は本市に通勤し，若しくは通学する者であること。

　(5)公の秩序を乱し，又は善良な風俗を害しないものであること。

　(6)政治活動，宗教活動又は営利を目的としないものであること。

　(7)開催期間が令和7年度中であること。

**３　開催期間について**

　令和７年12月～令和８年２月

**４　みと好文カレッジのサポート内容**

(1)開催場所の提供

各市民センター等の無償提供（会場によっては有償となる可能性あり）

(2)備品・謝金の提供

①講座のチラシの用紙・印刷代及び消耗品費等。

※講座に必要な材料があるときは，その費用の受講生からの徴収可。

②講師謝金（ただし，みと好文カレッジ講師謝金支払基準に準じる）。

(3)広報の協力

①広報や水戸市HP掲載等  
②チラシ配布

(4)職員によるサポート

講座・イベントの実施方法，広報などについての助言

**５　応募資格**

　NPO法人，ボランティア団体，地域コミュニティ団体，企業（ただし，非営利の社会貢献活動を行う場合）など，市民活動を行う団体です。　対象団体は，次のすべての条件を満たすことが必要です。※個人の方の企画はお受けできません。

(1)市内に事務所又は活動場所を有していること。

(2)構成員が５人以上であること。

(3)団体の運営に関する定款，規約，会則等（以下「定款等」という。）を定めていること。

(4)宗教の教義を広め，儀式を行い，及び信者を教化育成することを目的とする活動をする団体でないこと。

(5)政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを目的とする活動をする団体でないこと。

(6)特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする活動をする団体でないこと。

(7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団の維持運営に協力し，若しくは関与する者を構成員とする団体でないこと。

**６　応募期間**

　令和７年８月１日～令和７年８月31日

**７　応募方法**

以下(1)～(3)の提出書類を，令和７年８月31日（必着）までに提出してください。また，提出された書類は返却いたしませんので，必ず写しをお手元に保管してください。

(1)協働企画講座提案書（様式第１号）

(2)定款等

(3)その他みと好文カレッジが必要と認める書類

**８　提出方法**

下記問合せ先へ来館または郵送で提出してください。

**９　審査方法**

　応募された企画を書類で選考し，必要に応じてヒアリングのうえ，結果を各応募者に通知します。決定通知の発送は９月上旬頃です。

**ご参考：令和７年度市民活動団体協働企画講座の流れ**

　企画講座の応募期間（８月１日～８月31日）

　　　▼

　書類審査

　　　▼

　選考結果通知（９月上旬）　　　　　　　　　   
　　　　　　　▼

　事前打ち合わせ／広報・実施準備 　　  
　　　　　　　▼

　講座実施（12月～２月）　　　　　　　　　　   
　　　　　　　▼

　報告書の提出

---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**問合せ先**

みと好文カレッジ

〒310-0852　水戸市笠原町９７８－５

総合教育研究所３階

Tel ：029-303-6602

Fax ：029-303-6601

土日祝を除く　平日8:30～17:00